昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

五月 十一日昭和三十七年

十分から午前八時三

根雨田野町日野町

根雨公会堂

日時及び場所

鳥取県知事

石

破

_

剆

1

十三日 十二日

1

米子市両三柳 境港市上道町

境公民館

倉吉市巌城等の土地立入の通知 米子市東八幡の土地立入の通知 米子市東八幡の土地立入の通知 用廃止米子市糀町二丁目一九一番地先等の道路の公二等陸海空士採用試験の日時及び場所

♦告示

次

示

告

鳥取県告示第二百五十二号

験の日時及場所を、次のとおり定めたので告示する。 七年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試 百十七条第一項及び第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第 昭和三十

昭和三十七年五月八日

1 1 十六日

鳥取県告示第二百五十三号

次の道路は、三十七年五月一日から公用を廃止した。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石

破

彻

所

一九一番地先

米子市糀町二丁目

1

九五番地先

道路敷

は 出 目 又 数量 (坪) 面積又は せ、

六六 七五

十五日 鳥取市鍛治町 倉吉市仲之町 子駐とん部隊

石 破 朗

起業者の名称 建設大臣

事業の種類 一級国道九号線改築事業

四 昭和三十七年四月 二十日から

立ち入ろうとする期間

鳥取県告示第二百五十四号

条第一項ただし書の規定により、 通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十 昭和三十七年五月八日 次のとおり土地立入の

鳥取県知事

米子市久米町、 立ち入ろうとする土地の区域 加茂町及び錦町、 淀江町大字佐陀、

字松河原田中及び下甲、 山町大字保田及び上万、 弓原、田井及び士下 泊村大字字谷、 名和町大字御来屋、中山町大 北条町大字松

昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百五十五号

鳥取県告示第二百五十六号

条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十

通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破

朗

通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。 条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破

朗

起業者の名称 建設大臣

事業の種類 日野川改良事業

立ち入ろうとする土地の区域 米子市東八幡

Ξ

立ち入ろうとする期間

四

昭和三十七年四月 二十日から

昭和三十八年三月三十一日まで

二十日から

昭和三十七年四月

昭和三十八年三月三十一日まで

火曜日 鳥 取 県 公 報

立ち入ろうとする期間

天神川改良事業

立ち入ろうとする土地の区域

建設大臣

起業者の名称

関金町大字松河原及び泰久

Д

第3323号

Ξ

事業の種類

倉吉市巌城、若土及び耳、

昭和37年5月8日